## ⑧集落づくりを担う可能性を有する組織形態の一覧

〇:あり、可、要 一:なし、否、不要 △:組織で定めることができる

		A. 自治会·町内会 (任意組合)	A'. 自治会·町内会 (認可地縁団体)	法人	B'.シルバー人材 センター	C. NPO 法人	D. 社会福祉法人社 会福祉協議会	E. 消費生活協同 組合	F. 農業協同組合	G. 農事組合法人	H. 農業生産組合	i 有限責任事 業組合(LLP)	J.合同会社(LLC)	K. 株式会社	(参考) 有限会社
関すること	ア.根拠法	_	地方自治法第 260 条の 2	一般社団法人及び 一般財団法人に関 する法律	高齢者等の雇用 の安定等に関す る法律 41 条~	特定非営利活動 促進法	社会福祉法 109 条 等	社会福祉法 22 条 ~	消費生活協同組 合法	農業協同組合法2条~72条の2の2	同左法 72 条の 3 ~73 条の 14	有限責任事業組 合契約に関する 法律	会社法	会社法	有限会社法 (2008.5 廃止)
	イ.法人格	-	0	0	0	0	_	0	0	0	0	_	0	0	0
	ウ.目的	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	営利	営利	営利	営利	営利
関すること	エ.活動の公益性	- (共益) -	—(共益) O	_	- (共益) O	0	—(共益) O	- (共益) O	-(共益)	- (共益) O	_ O	<u> </u>	_	_	_
	オ.その他の条件		その区域の良好な 地域社会の維持及 び形成に資する地 域的な共同活動		就業希望高齢者に 対する就業機会の提 供、無料紹介、知識 や技能の講習	〇 特定非営利活動	社会福祉を目的とする事業の企画実施、 住民参加援助、調査・普及・助成等	社会福祉事業のみ	〇 組合員の各種生 活支援活動	農業経営・技術の指導、信用事業、共済 事業、事業や生活に 必要な事業他	農業に係る共同利用 施設の設置、農業経 営(製造加工、林業を 含む)他				
構成員に関すること	力.加入条件	〇 区域内に住所を 有する世帯が加 入可能	O 区域内に住所を有 する個人が加入可 能		〇 定年退職者、高 年齢希望退職者	ー 加入に不当な条 件を付加してはな らない。	〇 社会福祉事業経営 者、活動者(地区内 経営者の過半数の 作家が必要)	<del>-</del>	O 区域内住民(他、 同一職域内勤務 者も可)	〇 農業者、地区内居 住者、農業協同組 合、農事組合法人 等	〇 農民、組合、法人 に物資供給や役 務提供を受ける者 等	△ 組合員の全員一 致で決定。但し民 法組合は組合員 になれない。	Δ	<del>.</del>	△ 社員が非社員に 持分を譲渡する際 には社員総会の 容認が必要
	キ.加入義務	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		_	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	_	_	_		_	0	0
	ク.議決権等の 大小	議決権は平等	議決権は平等(規 約で別の定めをす ることは可能)	定款で定めることが可能(原則 各1票)	(認定社団法人・ 一般社団法人に 準ずる)	議決権は平等(定 款で別の定めを することは可能)	(基本的に、社会福祉法人となっている)	定款で定めること が可能(原則各 1 票)	議決権は平等	議決権は平等	議決権は平等		ただし業務執行社 員を定款で定めた 場合はその同意	原則として株式所 有数による	原則として出資口 数による
	ケ.参加義務	-	-	_	-	_	-	_	_	_	-	〇 業務執行への参 加義務あり	O 定款に別段の定 めがある場合を除 き、社員は業務を 執行する	_	_
関すること  「活動資金に関する」	コ.名義	組織の代表者名 義、又は全員の共 有名義が一般的	法人名義	法人名義	法人名義	法人名義	(基本的に、社会福 祉法人となってい る)	法人名義	法人名義	法人名義	法人名義	組合員全員の合 有	法人名義	法人名義	法人名義
	サ.固定資産税の 減免(注1)	O 用途によって減免 措置を受けること もある	O 用途によって減免 措置を受けることも ある	O 用途によって減 免措置を受け ることもある	O 用途によって減 免措置を受けるこ ともある	〇 用途によって減免 措置を受けること もある	O 用途によって減免措 置を受けることもあ る	〇 福祉施設等 用途によって減免 措置を受ける	O 病院等 用途によって減免 措置を受ける	〇 共同利用施設等 用途によって減免 措置を受ける	〇 共同利用施設等 用途によって減免 措置を受ける	ー (原則としてなし)	ー (原則としてなし)	ー (原則としてなし)	ー (原則としてなし)
	シ.法人税の課税	O 原則、人格のない 社団等として課税	0	0	0	0	(基本的に、社会福祉法人となっている)	0	0	0	ー 基本的に構成員 の利益分配に課 税される	ー 構成員の利益分 配に課税される	0	0	0
	ス.課税対象	収益事業から得 た所得	収益事業から得た 所得	全ての所得	全ての所得	収益事業から得 た所得	収益事業から得た 所得	収益事業から得 た所得	収益事業から得 た所得	収益事業から得 た所得	基本的に出資者 への利益分配(構 成員課税)	出資者への利益 分配(構成員課 税)	全ての所得	全ての所得	全ての所得
	セ.負担金等の 支払	△ 規約等で定めるこ とが可能	△ 規約等で定めるこ とが可能	O 経費の支払	経費の支払	△ 定款で定めること が可能	△ 規約等で定めること が可能	△ 規約等で定めるこ とが可能	△ 定款に定めること ができる	△ 定款に定めること ができる	△ 定款に定めること ができる		<del>-</del>		
に関すること エリア(活動区域)	ソ.エリアの区分	〇 殆どの場合、エリ アが明確 〇	○ 規約で定めなけれ ばならない ○	△ 定款で定めるこ とが可能	市町村全域	ー 不特定多数の利 益増進が目的	O 一または二以上の 区 O	〇 (社会福祉協議会 に倣う)	C 定款に定める	と款に定める	O 定款に定める	Δ	Δ	Δ	ム 定款で定めること が可能
	タ.エリア設定の 条件	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			(法定)	不特定多数の利 益増進が目的	区:地方自治法規定 の「区」単位	(社会福祉協議会 に倣う)	<del>-</del>				<del>-</del>		
設立に関すること			0	0	0	0		0	0	0	0			0	0
	チ.許認可等		市町村長の認可	公証人による 定款の認証	知事の指定	所轄庁による認 証		知事(中核市長以 上)の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁への届出			公証人による定款 の認証	公証人による定款 の認証
	ツ.登記	<del>-</del>		0	0	0		0	0	0	0	〇 有限責任事業組	0	0	0
		_	_	設立の登記	社団法人として	設立の登記 	_	設立の登記 -	設立の登記 O	設立の登記 Δ	設立の登記 	有成員に事業権 合契約の登記 〇	設立の登記	設立の登記 〇	設立の登記
	テ.出資等								出資による	非出資も可	 非出資も可	現物出資可	現物出資可	現物出資可	現物出資可
	ト.必要人数の		〇 区域内の相当数			O 10 人以上		_	0	0	0			_	_
	規定	・エリア内の住民	区域内の相当数 ・基本的な活動内	. 尚利江科+口	- セノナズ + 古 炒	10 人以上 ・不特定多数の利	- 行政の明代以原知	・消弗・井洋王ナ	300 以上の賛成	15 人以上の発起人 ・組合員の農業利	3人以上の発起人	. 细蝉/	. 凯士工姓之珍姓	- 2006 左歩行の	
集落の維持・活性化の観点からみた組織の特性		<ul><li>・ に世されの性で構 リ会複にい地及の</li><li>・ 工に世され般他内いめり会がない</li><li>・ 工治重にいい地及の</li><li>・ 工治重にいいり会がで エ治重にいい地及の</li><li>・ 工治重にいいりを</li><li>・ 工社形動の</li><li>・ 工社形動の</li><li>・ 工社形動の</li><li>・ 工社形動の</li><li>・ 工社形動</li><li>・ 工社形</li><li>・ 工社・</li><li>・ 工士・</li><li>・ 工</li></ul>	・本は、Aと同様では、Aと同様では、Aと同様である。 ・法人組織等である。 ・法人組産でできる。	· 営的り動る ・ まに に幅可 制、すき を金こ を金こ ・ に配す を金こ を金こ ・ にいで を金こ ・ は、が。金し達で ・ は、が。金し達で ・ は、すきる。 ・ は、まきる。 ・ は、まきる。 ・ は、また。 また。 は、また。 また。 は、 は、 は、 は、 は、 と	・者がる対に紹っ全向展別を指し、特別の主にの主に、 まの目 を定・針り活取困を主に、 象限介でなかけががる対に紹っ全向展開 に地化み。	・ 益すエ加難・を広かるをといれる。 から でいます では できまれる しょう かんしょく しょう しょう かんしょく かんしょく しょう しょう かんしょう しょう かんしょう しょう しょう しょう かんしょう しょう かんしょう しょう かんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	・行政の助成けられば、 ・行政の助成けらが、 が安は、 ・社会に、 ・、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	・ では、	・ ロ認 レり立開。多化あな業ら、	・ 社会の ・ 社会の ・ 社会の ・ は、 ・ ない。 ・ は、 ・ ない。 ・ ない。 ・ でない。 ・ でない。。 ・ でない。 ・ で	・をや由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul><li>・組課資にる・・便に員自る組業がエでしの織税者直。立でつの由。合務あり営たにさの接 手、い合に 員をるア利活適にされ利課 続内て意決 は行。内を動し人ず益税 き部はにめ Lう の目をいる が自組よら P義 有的行るは出配れ 簡治合りれ の務 志とう。</li></ul>	<ul><li>・設便にの由る。業定限いのが ・大い意決 ・大い意決 ・大い意決 ・大い意決 ・大い意決 ・大い意決 ・大い意決 ・大きにを ・大きにを ・大きにを ・大きにを ・大きにを ・大きに ・大きに ・大きに ・大きに ・大きに ・大きに ・大きに ・大きに</li></ul>	・2006 社会では、 ・2006 社会では、 ・2006 社会では、 ・2006 社会では、 ・2006 社会では、 ・2006 社会では、 ・2006 社会では、 ・2006 社会では、 ・2006 社会では、 ・3006 社会では、 ・3006 社会では、 ・3006 社会では、 ・3006 社会では、 ・3006 社会では、 ・3006 社会には、 ・3006 社会には、 ・30	・2006 年の「全年でである。 年の「会に社たのである。 の有いとう立で、のでの内の内の内の内のであるのでの内の内の内の内の内の内の内の中がである。 ・ はいが、まずでは、数のこ業が、大しいた。